

熊本城廃棄申請書の成立事情と「御城拝見」

三澤 純

I. はじめに

(1) 熊本城廃棄申請書とは？

◇最後の熊本藩主（版籍奉還以後なので、正確には「熊本藩知事」）である細川護久が、明治3年（1870）9月5日付で、明治維新政府に提出した意見書 【A】

▽7日に、新政府から許可が下りる。

◇細川護久が挙げた四つの廃棄理由

- a. 武器や戦闘方法の変化により、戦国時代に作られた城郭は「無用之贅物」になってしまったから。
- b. 「王化洪流三治一致」の現在、「乱世之遺址」が国土のあちこちに存在していることは「四海一家ノ宏謨」に対する「障碍」になってしまうから。
- c. 「固陋ノ民俗」「辺土ノ旧習」を一洗しなければならないから。
- d. 「無用ヲ省キ実備ヲ尽」したいから。

(2) これまで本申請書はどのように評価されてきたか？

◇明治3年7月から本格始動する藩政改革（「肥後の維新」）を象徴する政策として、極めて高く評価されてきた。

▽熊本の地域史研究はもちろん、全国的な視野に立つ明治維新史研究、ひいては城郭史研究でも同様の評価

→いわゆる「西南雄藩」に近接していながら、明治維新の波に乗り遅れた熊本藩が、明治三年の藩政改革にかけた本気度の強さを象徴する史料として読まれてきた。

○熊本藩が、藩論を「勤王一途」に決定したのは、鳥羽・伏見の戦い後の、1868（慶応4年）1月16日のことで、決して早くはない。

*諸大名が新政府への帰順を誓った「勤王証書」のうち、討幕軍が江戸城に入城した4月11日以降に出されたものには、実質的な意味が認められなかった。

(3) 本講演の課題

◇この申請書に、新たな光を照射すると、何が見えてくるか？

- ①大名の居城を廃棄するという発想は、熊本藩のオリジナリティーか？
- ②熊本藩は、そもそもなぜ熊本城を廃棄したいと主張したのか？
- ③申請の許可が下りたにもかかわらず、なぜ熊本城は廃棄されなかったのか？

II. 城郭廃棄申請書提出の動向

(1) 城郭史研究の蓄積

◇明治に入ってから、全国の諸藩で、大名の居城の廃棄申請が相次いだことは、古くから指摘されていた。 【吉田、福永、一坂】

▽それらの研究が、廃棄の最大の理由として挙げるのは「財政難」

→そもそも、大名たちは、自分の居城の廃棄を、なぜ新政府に申請したのか？

○江戸時代、幕府の大名統制の一環として、武家諸法度が城郭の新築禁止と修理を申告制にしていた影響

(2) 城郭廃棄申請を行った諸藩の政治的立場

◇廃藩置県前に、城郭廃棄申請を行ったのは、どのような藩か？

▽これまでの研究成果に、新しい史料を加えて、51 事例を収集

→但し、今回は諸般の事情で、揭示を割愛

▽全 51 事例中、33 事例 (64.7%) を譜代大名が占める。

→しかも 5 万石内外の小藩が多い。

→これに三家・親藩の 5 事例を加えると、全体の 74.5%が、旧江戸幕府（徳川將軍家）との関係が、特に深かった藩ということになる。

○それらの諸藩の多くは、戊辰戦争では、最終的に「討幕」の立場を表明しているが、その表明に至るまで紆余曲折の過程を辿っており、明治維新における政治的立場は、かなり悪かったと言える。

▽このうち、熊本藩は 20 番目の提出で（外様大名としては 4 番目）、石高が突出しているのが特徴。

(3) 今回の調査で、これまでの研究成果を見直すべき諸論点が浮上

◇永青文庫細川家文書を出典としていいのか？

▽侯爵細川家編纂所『改訂肥後藩国事史料』巻十（1932 年）は「明治三年 触状控」から、『新熊本市史』史料編第 6 巻近代 I（1997 年）及び『特別史跡熊本城跡総括報告書 歴史資料編』（熊本市、2019 年）は「慶応四年年々覚帳」から、本申請書を引用している。

→しかも「明治三年 触状控」は、「明治二年 触状控」の誤りだったことが判明。

▽しかし、永青文庫内の諸史料に収録されているものは、熊本藩側に残された副本（控）であり、正本は、現在、国立公文書館所蔵となっている「太政類典」であることは疑いようがない事実。

→熊本藩、特に細川家の思惑からすれば、この申請書が、新政府から受理されただけでなく、先行する諸藩の申請書の中で、初めて『太政官日誌』に掲載されたことの方が大きな意味を持ったと考えられるので、今回の展示では『太政官日誌』を展示することにした。

◇そもそも城郭廃棄の発想と本申請書の論理は、熊本藩のオリジナリティーか？

▽高崎藩（4 番目）・彦根藩（5 番目）・膳所藩（7 番目）・郡山藩（9 番目）の廃棄申請書が、永青文庫中に残されている政治史的な意味を考えたい。

→さらに、膳所藩の申請書が熊本藩の申請書よりも先に提出され、先に許可されているにもかかわらず、『太政官日誌』には遅れて掲載される理由も考えるべき。

○熊本藩申請書が掲載された第 38 号は、明治 3 年 9 月 5 日～10 日の記事を収録。

○膳所藩申請書が「追録」された第 39 号は、9 月 12 日～17 日の記事を収録。

▽熊本藩の城郭廃棄申請書の作成には、東京での情報収集活動が重要な意味を持っていたことを特記しておきたい。

◇取り壊そうとしたのは、天守のみか、城郭全体か？

▽これまでの研究では、この点が曖昧

→天守のみだとすれば、先述した四つの廃棄理由にそぐわないし、城郭全体だとすれば、莫大な費用がかかることが十分に予想される。

Ⅲ. 「御城拝見」実施の意図

(1) 前提

◇幕藩制下における「聞え」と「響き」

▽幕府への「聞こえ」、他藩への「響き」

→その意味では、熊本城廃棄申請書が『太政官日誌』に掲載されたことは、120%の成果を得たことになる。

○熊本藩申請書提出までは、月平均0.8本のペースだったものが、それ以後は2.8本になっているので、「熊本藩効果」は極めて大きかったと言える。

(2) 「御城拝見」の準備

◇明治3年(1871)の動き

▽5月 竹崎律次郎・徳富一敬による藩政改革構想の立案

→6月23日 「大評議」での審議を経て、正式に採択

○この構想の中に、「二の丸御殿・本丸御殿・天守等を取り壊し、外回りの門塀だけを残すこと」という項目があるから、熊本藩が、改革プランの立案時点から、熊本城の廃棄計画を立てていたことは事実。

▽9月5日 新政府の弁官へ廃棄申請書を提出し、7日に許可を得る。

▽10月4日 領内に廃棄を通達

→小国手永会所文書「明治三年 郡政改革一卷」(阿蘇郡小国町教育委員会所蔵)の記述

○「士農工商共男女之無別、当年中御城拝見被免候条、拝見中混雑不致様相心得候様、此段可達事

閏十月廿日

少参事

内牧已東出張所

」

▽10月(日付未詳) 城内の物品の取扱について、的場範十郎・三池丈平が意見書提出

→10月14日 意見書の内容を、少参事が許可

▽閏10月11日 熊本城周辺に、「御城拝見」目当ての人々が集まり始める。

→藩政府郡方の役人・中村庄右衛門の日記「恕齋日録」(熊本大学文学部日本史学研究室文書)の記述

○「十一日晴 (中略) 御城拝見御達者無之候得とも、昨今方一統男女罷出、遠在迄も日々大勢拝見ニ罷出候而、御城内ニ菓子類・煮売店等出し候、誠に前代未聞之事なり」

▽閏10月15日 「御城拝見」開始(年内一杯の予定)

→熊本城下町の商人・岡崎家の記録「永代日用帳」(熊本市歴史文書資料室所蔵の写真版による)の記述

○「明治三年午閏十月十五日方御城内御天守御座敷、士農工商拝見被仰付候事、晦日大賑合、但当年中拝見御免との由候事」

→明治4年(1871)になっても、二度目、三度目の「御城拝見」が実施されている。

▽12月17日 五野保萬が「御城拝見」に参加 **【B】**

→五野保萬(安政元年〔1854〕～昭和6年〔1931〕)は、玉名郡瀬川村の生まれで、農業のかたわら売薬業も行い、25歳で瀬川村村会議員、57歳で江田村村会議員も務めた地方名望家(『菊水町史』通史編〔2007年〕)。

○17歳の時、「御城拝見」の旅に出て、その感想を日記(熊本市立図書館所蔵)に書き残した。

○特に、「二の城」から入り、「一の城」に移り、天守各層・各部屋の様子を書き記した部分は、詳細を極め、「御城拝見」に関する最重要史料となっている。

(3) 「御城拝見」の政治的意図

◇熊本藩首脳部が全国に先駆けて、新しい「藩」イメージを構築しようとしている姿を、領民にも理解してもらうための仕掛けが「御城拝見」

▽その意味で、大天守の最上階に登り、周囲の景色を見た五野保萬が、日記に「是も時節到来」と書き残したことの歴史的意味は大きい。

◇藩首脳部は、熊本藩が作り出そうとしている、新しい「藩」イメージが、藩領内はもとより、藩の外、特に東京(←江戸)に「聞こえ」かつ「響く」ことを期待して「御城拝見」を立案・実施したものと推察される。

▽現段階では、政策立案過程を示す史料が見つかっていないので、推測の域を出ないが、熊本城廃棄申請書は、作成当初から、「聞こえ」と「響き」とに特化した政策であった可能性が高いと思われる。

→そのバックボーンとなった明治三年藩政改革は7月から本格化するが、雑税約9万石の大減税を打ち出しており、広大な領域からなる熊本城全体を廃棄する財政的余裕は全くなかったと考えられる。

○改革前から構想があったにもかかわらず、意見書提出が9月にずれ込んだ理由も、ここにあったのではないか。

○資金の当てがないのに、「城を壊す」と大声で宣言する背景には、そうすることでもたらされる政治的メリットを想定せざるを得ない。

(4) 「御城拝見」の後始末——天守に保管されていた大量の武具の行方——

◇今村直樹「廃藩置県後の細川家当主所用甲冑と旧家臣」(『永青文庫研究』創刊号〔熊本大学永青文庫研究センター、2018年〕)の成果

▽2016年4月に発災した熊本地震を契機として発足した熊本被災史料レスキューネットワークの活動と深くリンクした研究成果

→この武具類の存在については、五野安萬が日記に詳細な記録を残している。

▽武具類、特に歴代藩主の甲冑類を処置するための選択肢は、①細川家当主が現住する東京の細川家邸宅に移すこと、②熊本の細川家邸宅に移すこと、③売却すること、④旧家臣に預けることの四つ

→このうち、①は費用捻出の問題、②スペースの問題、③は「聞こえ」と「響き」の問題から排除され、結果的に④が採用された。

○③について、古文書類の一部は実際に売却されていることから考えると、骨董的な価値の低い武器類も売却されたと推測される。

○歴代藩主の甲冑類に関する預かり証は 203 通にも及ぶ。

◇先祖の遺品の移送費用にも事欠く状態で、本気で城郭廃棄をしようとするとは、とても考えられない。

▽結果的に、熊本城が廃棄されなかった理由も、再検討する必要性が浮上

IV. 熊本城廃棄申請書に込められた意図

(1) 新政府へのアピールが最大の目標

◇全国の城郭撤去のモデルケースとして位置づけられることによって、新政府に廃棄にかかる資金を援助してもらうことを期待していたと思われる。

▽しかし、当の新政府の回答は「聞届候事」と素っ気なく、結果的に資金のメドが立たないまま、廃藩置県を迎えたというのが実情ではないだろうか。

→廃藩置県後の明治4年(1871)8月、熊本城に鎮西鎮台が置かれた。

○鎮台は、陸軍の最大編制単位で、この時、東京・大阪・東北(石巻)・鎮西(熊本)が同時に設置された。

(2) アピールの反響

◇熊本藩のスタンドプレーを、冷ややかに見る大名の存在

▽平戸藩知事・松浦詮は、明治3年11月25日付の細川護美宛書翰で、次のように述べている(『国事』巻十)。

→細川護美は、知藩事・細川護久の異母弟で、大参事を務め、兄を支えて、改革政治の全面に立っていた。

○熊本藩の藩政改革は、刮目に値し、驚かされることが多い。

○特に城郭廃棄策は、「俗眼凡慮」の及ぶ所ではなく、「感嘆之至」である。

○しかし、天皇中心の政治体制が確立した現段階において、城郭の有無は、それほど大きな意味を持たないのではないか?

○全国的に城郭が廃棄されてしまえば、逆に「盜賊無頼之徒」が跋扈する要因を作ってしまうことにならないかが心配だ。

○そうだとすれば、平戸城のような小さな城にも、一定の存在意義があると考えている。

V. むすびにかえて

(1) 熊本城が廃棄されなかった理由への新たなアプローチ

◇明治3年9月から明治4年8月までの間に、熊本城が廃棄されなかった理由については、これまで様々な説が提示されている。

▽新政府の態度転換説、ジョセフ彦による細川護美へのアドバイス説(『アメリカ彦蔵自伝2』[平凡社東洋文庫22、1964年])、前藩主・細川韶邦の反対説…等々があるが、いずれも確証はない状況。

→新政府に対して強烈なアピールができれば、それでよく、費用自分持ちで、広大な熊本城を廃棄するつもりは、最初から無かったと考えた方が、様々な辻褄が合

う。

(2) 「御城拝見」の貴重な体験談が残されていた！

◇戦前に存在した熊本城址保存会による聞き取り調査の結果が、戦前版の『熊本城』に掲載されている。

▽現在の『熊本城』の発行主体は、熊本城顕彰会

◇熊本城址保存会による聞き取りは、昭和14年(1939)に行われている。

▽明治3年(1870)から昭和14年(1939)まで69年。

→10歳前後で、実際に「御城拝見」に行った人たちは、聞き取りの時点で80歳前後となり、調査をするにはギリギリのタイミングであったと考えられる。

【参考文献】

◇吉田常吉「明治初年における城郭の破毀について」(『史蹟名勝天然記念物』第19集第6・7合併号、1944年)

◇福永義晴「萩城の解体について」『山口県地方史研究』第21号、1969年)

◇一坂太郎『幕末維新の城』(中公新書、2014年)

【史料出典】

A. 展示史料である熊本城廃棄申請書の現代語訳文(岩本乃映作成、三澤補訂)

B. 2021年4月22日付『読売新聞』夕刊(西部本社版)